

令和7年度 下水道施設包括的管理業務委託単価契約
(日常的維持管理業務)

- 1 業務委託の名称 令和7年度下水道施設包括的管理業務委託
(日常的維持管理業務)
- 2 適用期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで
- 3 本業務にかかる業務項目及び単価

業務項目	単位	単価	うち消費税等額
本管浚渫 小口径φ300以下	m ³	●円	●円
本管浚渫 大口径φ350以上	m ³	●円	●円
取付管浚渫	箇所	●円	●円
管内モルタル等除去	箇所	●円	●円
管内侵入木根撤去	箇所	●円	●円
侵入水対策	箇所	●円	●円

高槻市(以下「発注者」という。)と●●●(以下「受注者」という。)は、令和7年●月●●日付高槻市下水道施設包括的管理業務委託に関する基本契約書(以下、「基本契約書」という。)第6条に基づき、以下のとおり日常的維持管理業務に関する単価契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市
代表者 高槻市長 濱田 剛史

受注者 企業体名称
代表者 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

構成員 所在地
氏 名

(適用範囲)

第1条 本契約は、基本契約書第6条に基づくものであり、その適用範囲は、頭書の適用期間及び第3条に定める業務（以下、「年度業務」という。）に適用する。

2 本契約は、年度業務について特記するものであり、その適用範囲において基本契約書に優先する。ただし、本契約に定めのない事項については、基本契約書によるものとする。

(総則)

第2条 本契約は、頭書の各業務項目の契約単価（以下、「契約単価」という。）を定める契約である。

2 受注者は、頭書の適用期間における第3条の業務について、受注後、すみやかに業務を完了し、発注者は、次項により算出する業務委託料を支払うものとする。

3 この契約に基づく業務委託料の額は、契約単価に出来高数量を乗じて算出するものとする。

4 本契約において使用する用語の定義は、本契約で別に定める場合を除き、基本契約書に定めるところによる。

(業務内容)

第3条 基本契約書第6条に基づき、本契約で定める契約単価を適用する業務内容は、以下に記載された業務とする。

四 日常的維持管理業務

- 1) 閉塞調査・解消業務
- 2) 管内修繕
- 3) 悪臭等対策

(発注方法等)

第4条 発注者は、発注に際しては、発注者の発行する発注書(以下「発注書」という。)をもって、発注するものとし、その都度の契約は締結しないものとする。

2 受注者は、前項の発注書を受け取ったときは、すみやかに委託業務に着手しなければならない。なお、発注の箇所・数量・時期等、その他発注方針に関して、受注者は、発注者に対して一切異議を申し立てないものとする。

(検査及び引渡し)

第5条 受注者は、1カ月ごとの業務を完了したときは、その旨を発注者に業務完了届を提出することにより通知して検査を受けなければならない。

2 検査及び引渡しに係るその他の事項については、基本契約書第42条の規定による。

(業務委託料の支払)

第6条 受注者は、基本契約書第42条の規定による検査に合格し、成果物の引渡しが完了したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適正な支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(基本契約の終了又は解除による本契約の解除)

第7条 本契約の適用期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本契約は当然に終了するものとする。

2 前項の規定により本契約が終了した場合に、発注者及び受注者が当該終了に起因して生じる損害

については、基本契約書の定めに従うものとする。